ネ	においくろたねそう	種子
ナ	はますげ	葉及び茎
ラ	ピヌス・マリチマ	葉、枝及び樹皮
ム	ひめういきよう	種子
ウ	ブラジルナットノキ	殻付きの種子
ヰ	べにばな	花及び種子
ノ	めぼうき	葉及び種子
オ	ももたまな	葉、枝及び花
ク	ようしゆねず	果実
ヤ	ヨーロッパぶな	葉、枝及び花
マ	わさびのき	葉及び果実
ケ	あかざ科植物	種子
フ	いね科植物	種子（麦芽を除く。）
コ	たで科植物	種子
エ	ひゆ科植物	種子
テ	まめ科植物	種子
五	凍結されたもの（くるみの核子を除く。）	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十九条の三第一項、第三項第一号、第五項及び第九項並びに第百四条の規定に基づき、並びに同法第九十九条の三の規定を実施するため、自動車の特定改造等の許可に関する省令を次のように定める。

令和二年八月五日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

自動車の特定改造等の許可に関する省令

（許可の対象となる行為）

第一条　道路運送車両法（以下「法」という。）第九十九条の三第一項第一号の国土交通省令で定めるものは、法第四十一条第一項各号に掲げる装置の性能の変更（軽微な変更（当該変更に係る自動車が道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）に適合することが明白であるものをいう。）を除く。）を行う改造（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに被牽引自動車について行われるものを除く。）とする。

2　法第九十九条の三第一項第一号の国土交通省令で定める方法は、電気通信回線を使用する方法とする。

3　法第九十九条の三第一項第二号の国土交通省令で定める方法は、電気通信回線を使用する方法及び電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）を配布する方法とする。

（許可の手続）

第二条　法第九十九条の三第一項の許可（第四条第一項各号及び第五条第三号を除き、以下単に「許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請者の能力が第四条第一項各号に定める基準に適合することについて、あらかじめ、国土交通大臣の証明を受けるものとする。

2　前項の証明を受けようとする者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第一号様式）を、機構に対し、その写しを提出しなければならない。

一　申請に係る業務管理システム（特定改造等に係る業務に関し、特定改造等を実施する者が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。以下同じ。）の名称

二　法第九十九条の三第一項各号に掲げる行為のいずれを行うかの別（同項各号に掲げる行為のいずれも行う場合は、その旨）（以下「特定改造等の種類」という。）

三　申請者の氏名又は名称及び住所

3　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　申請に係る業務管理システムの概要を記載した書面

二　申請者の能力が第四条第一項各号に定める基準に適合することを証する書面

4　国土交通大臣又は機構は、前二項に規定するもののほか、申請者に対し、第一項の証明に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができる。

5　国土交通大臣は、第一項の証明をしたときは、申請者に対し、特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有する者であることを証する証明書（以下「能力基準適合証明書」という。）（第二号様式）を交付するものとする。

6　能力基準適合証明書の有効期間は、三年とする。

7　前項の有効期間の起算日は、能力基準適合証明書を交付する日とする。ただし、能力基準適合証明書の有効期間が満了する日の三月前から当該期間が満了する日までの間に第一項の証明を行い、当該証明書の有効期間を更新する場合は、当該証明書の有効期間が満了する日の翌日とする。

8　第五項の規定により有効な能力基準適合証明書の交付を受けている者は、第三項第二号の書面の記載事項に重大な変更を加えようとするときは、第六項の規定にかかわらず、あらかじめ、第一項の証明を受けなければならないものとし、同項の証明を受けなかったときは、当該証明書は、当該変更時にその効力を失う。